

会長及び副会長の選出について

1 選出方法

福岡県国民健康保険運営協議会における会長及び副会長の選出は、福岡県国民健康保険運営協議会規則第2条の規定により行われる。

(参考)福岡県国民健康保険運営協議会規則

(会長及び副会長)

第二条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、条例第四条第三号に掲げる公益を代表する委員として委嘱された委員のうちから、全委員の選挙によって定める。

3 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

2 候補者(公益を代表する委員)

あきた しょうじ 秋田 章二	委員	福岡県議会議員
かもうち まさひろ 鴨打 正浩	委員	九州大学大学院医学研究院 教授
かるかや はつし 刈茅 初支	委員	公益財団法人ふくおか公衆衛生推進機構 事務局長
しばた ようさぶろう 柴田 洋三郎	委員	福岡県立大学 理事長兼学長

※五十音順に記載